

地域共生社会のさらなる推進に向けたキックオフシンポジウム

～ 博物館で考える！？ 孤独・孤立にならないような社会との「つながり合い」 ～

配布資料

日時：令和6年5月26日（日）

第一部（シンポジウム）：午後1時～午後3時30分

第二部（博物館ツアー）：午後3時40分～

場所：豊田市博物館



基調講演

「地域共生社会に向けてなぜ今、孤独・孤立対策なのか～施策の動向と予防の意義を中心に～」

講師：前・内閣官房孤独・孤立対策担当室長
山本 麻里 氏



講師

前・内閣官房孤独・孤立対策担当室長 山本 麻里 氏

来歴

- ・ 1987年に厚生省入省。
- ・ 入省後は、社会・援護局援護課長や職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課長、社会援護局総務課長などを歴任。また、宮崎県庁や桑名市にも出向経験あり。
- ・ その後、厚生労働省大臣官房審議会（医療介護連携担当）や、内閣官房内閣審議官（内閣人事局）、厚生労働省社会・援護局長を務めた後、2022年6月から2024年3月まで、内閣官房孤独・孤立対策担当室長として、地域共生社会の推進や孤独・孤立対策に尽力された。

令和6年5月26日
@地域共生社会のさらなる推進に向けた
キックオフシンポジウム

地域共生社会に向けてなぜ今、孤独・孤立対策なのか ～施策の動向と予防の意義を中心に～

前・内閣官房 孤独・孤立対策担当室長
山本 麻里

地域共生社会とは

地域住民や地域の多様な主体が、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



「地域共生社会」とは

(地域共生社会とは)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、**地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

⇒ 「縦割り」という関係を超える

- ・ 制度の狭間の問題に対応
- ・ 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・ 1 機関、1 個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

⇒ 「支え手」「受け手」という関係を超える

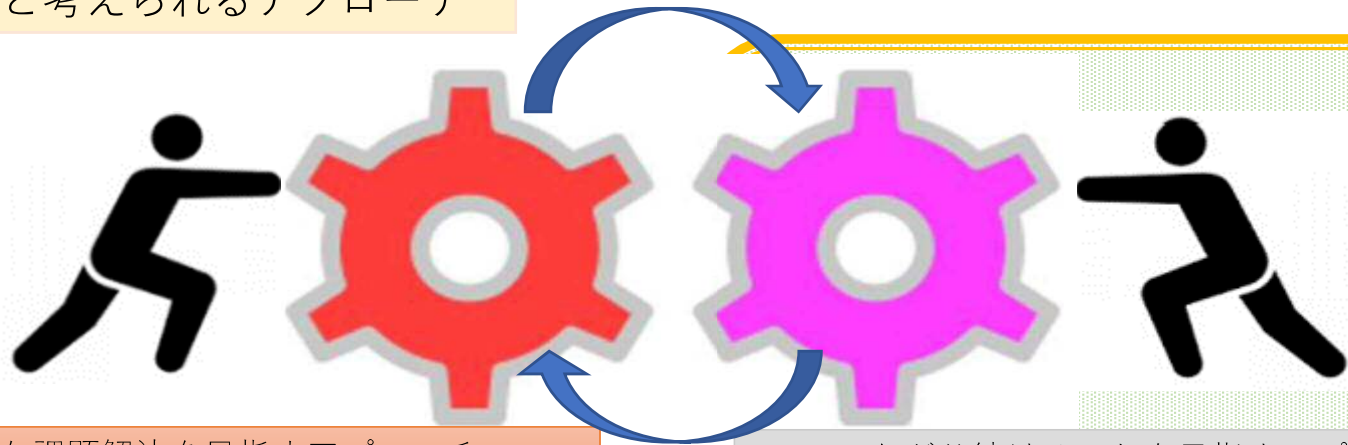
- ・ 一方向から双方向の関係性へ
- ・ 支える側、支えられる側という固定化された関係から、支え合う関係性へ

⇒ 「世代や分野」を超える

- ・ 世代を問わない対応
- ・ 福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える
(例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など多様な分野)

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援（現金・現物給付）を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援（手続的給付）を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

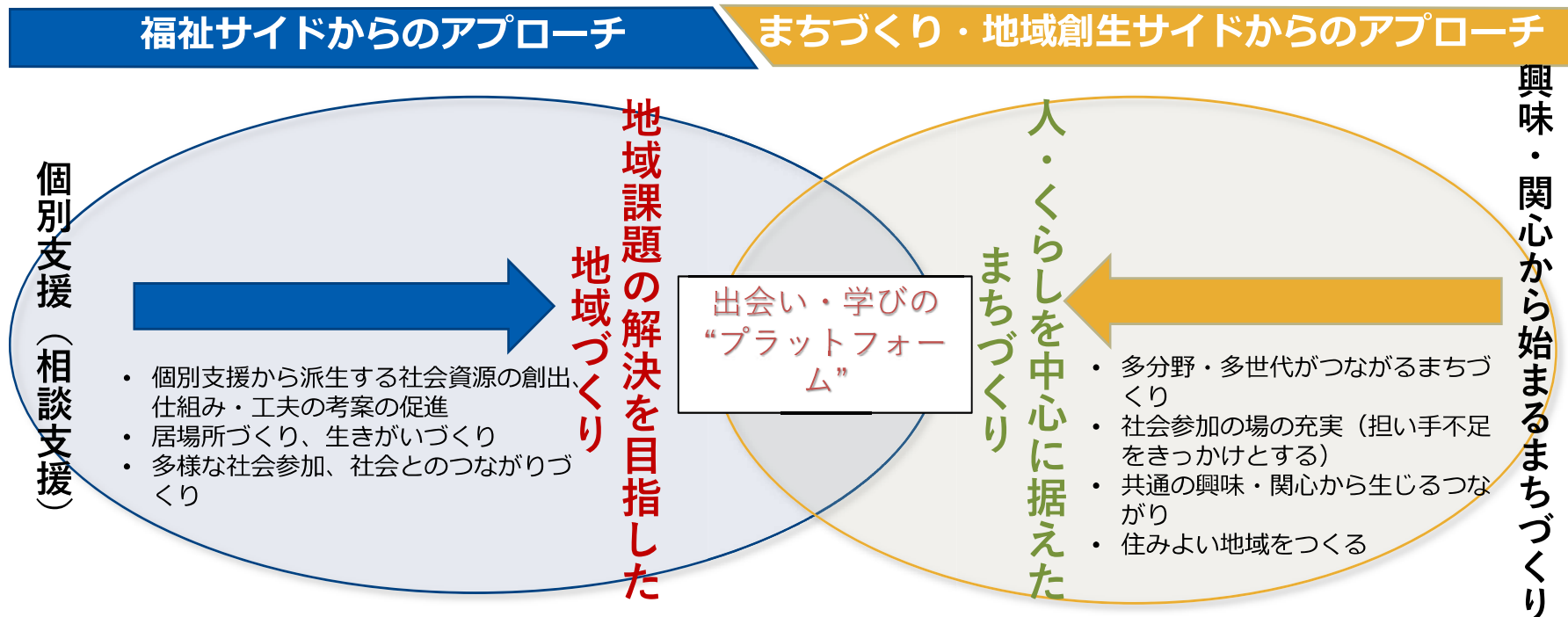
共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

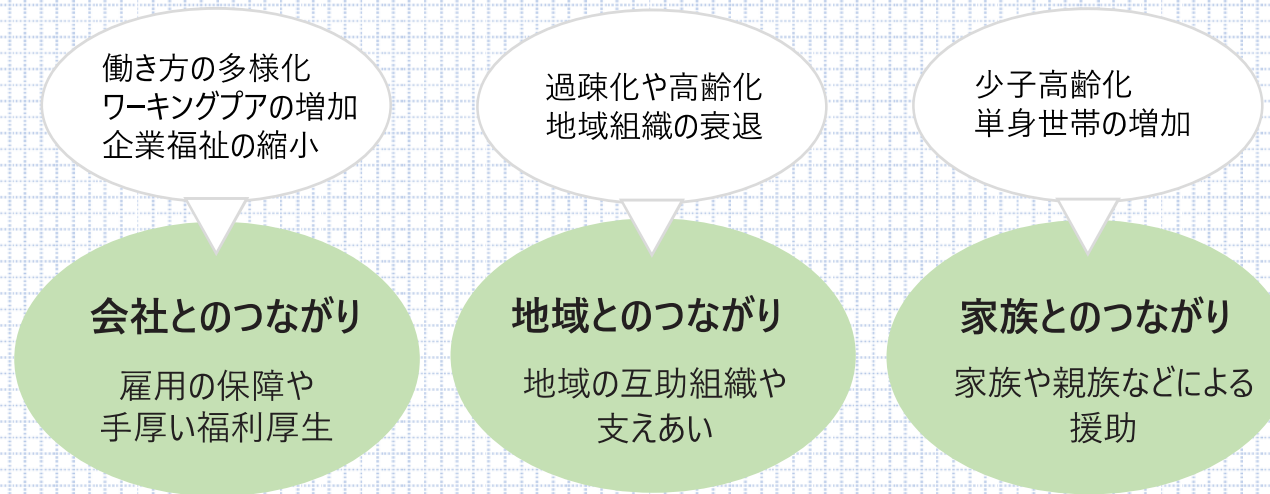
- 福祉分野では、個別支援のための地域づくりが一般化し、地域課題の解決を目指した地域づくりに発展する過程が見られる。
- 一方、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化のためのまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ることがある。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“暮らし”が関心の中心となったときに、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。
- 今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すかが求められている。



孤独・孤立について（背景）

背景

- 社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、**家族や地域、会社などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況。**



- 加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化。

直接・対面でのコミュニケーションの減少

生活困窮をはじめとした不安・悩みの表面化

自殺者数の11年ぶりの対前年比増

DV相談件数増
児童虐待相談対応件数増
不登校児童生徒数増

- 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。このため、**社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施**するべく、令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、これまで対策を推進。

孤独・孤立について（孤独・孤立の状態）

孤独・孤立の状態

「孤独」（一般的な捉え方）

主観的概念であり、ひとりぼっちとを感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある

「孤立」（一般的な捉え方）

客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す

- ➡ 孤独と孤立は密接に結びついているが、
- ・孤立しているが孤独は感じていない
 - ・孤立していないが孤独を感じている
- ということもありうる。

「望まない孤独」と「孤立」を抱える方々が政策の対象。

「一人であること」自体が問題ではなく、悩みや困りごとが生じた際に一人で抱え込んでしまうことで、複雑化・深刻化することが問題。

「孤独・孤立の状態」（孤独・孤立対策推進法における定義）

孤独又は孤立により心身に有害な影響を受けている状態

悩みや困りごとが複雑化・深刻化する例：子育て

【悩みや困りごと】

- ・一人で育児は大変
- ・仕事と家庭の両立が難しい
- ...など

風邪をひく

×

【孤独・孤立】

- ・頼れる人がいない
- ・子どもの面倒を見てくれる人がいない ...など

免疫力が低下している



【複雑化・深刻化】

- ・母子の健康状態の悪化
- ・不安による気持ちの落ち込み
- ・ネグレクト（育児放棄）...など

風邪が悪化して重症化

各種支援制度・
相談窓口等による
支援

一人で抱え込むこと・悩みや困りごとの複雑化・深刻化を防ぐためには？

孤独・孤立の状態にならないためには？

➡ 日常にある「**つながり**」が必要

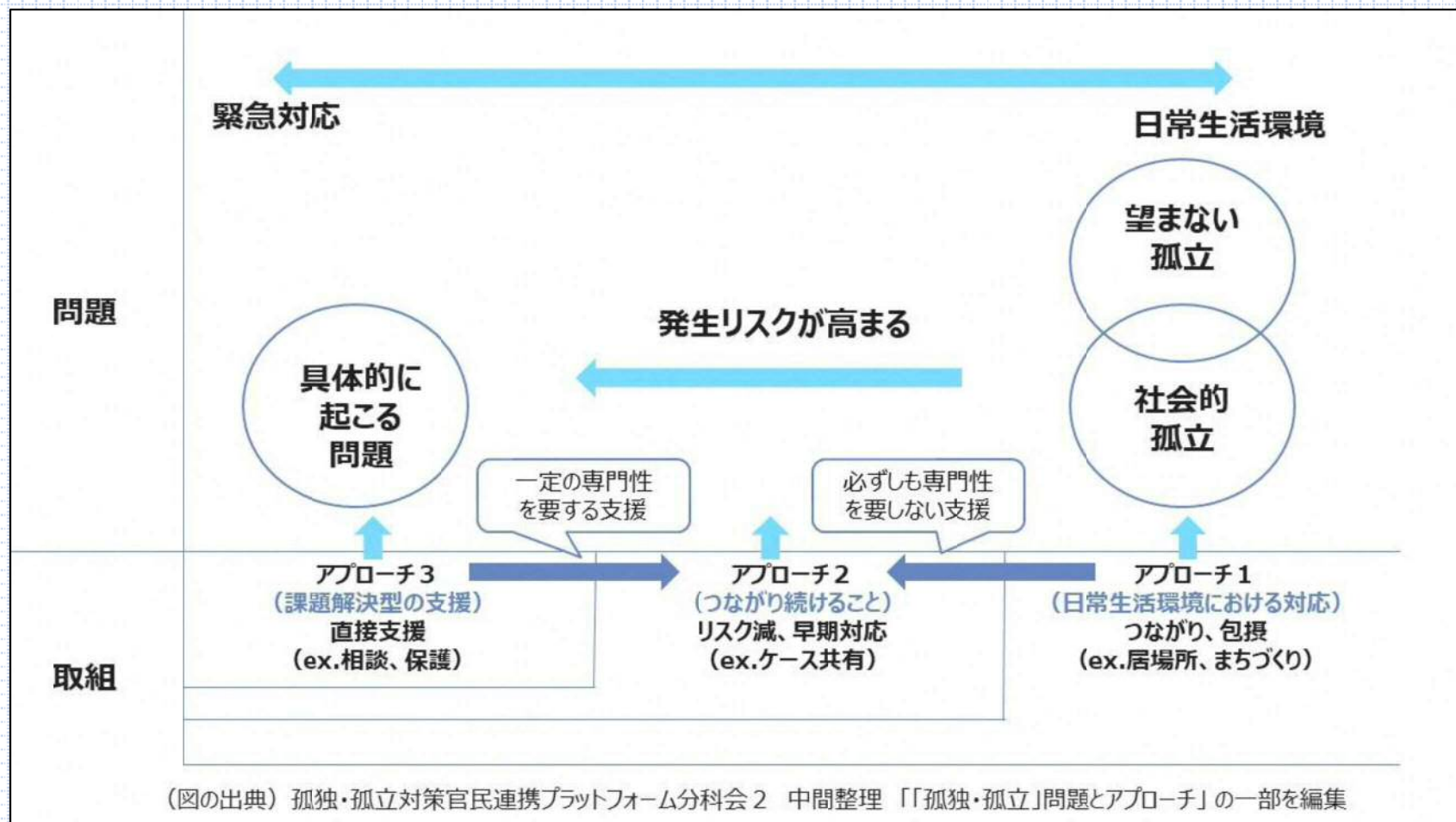
（例：雑談できる相手、一緒に趣味を楽しむことができる仲間、気の合う人、自分のことを応援してくれる人）

「**予防**」
の観点

孤独・孤立について（「孤独・孤立」の問題とアプローチの全体像）

「孤独・孤立」の問題とアプローチの全体像

孤独・孤立対策においては、**アプローチ3「具体的に生じた課題を解決するための緊急対応(相談支援体制等)」**のみならず、**アプローチ1「日常生活環境（地域社会のあらゆる生活環境）における対応」**、さらに**アプローチ2「つながり続けること」**が、**予防や早期対応の観点**からも重要。



(参考) 国内外における「孤独・孤立」「人と人とのつながり」に関する研究①

孤独・社会的孤立／人と人とのつながりの希薄化が与える影響

◆ 健康上の様々なリスク

- ・ 社会的孤立は喫煙・肥満・運動不足よりも健康上のリスクが高い
(Holt-Lunstad J(2010)Social Relationships and Mortality Risk A Meta-analytic Review)
- ・ 社会的なつながりが弱いと1日15本の喫煙と同程度の健康への悪影響がある
(Jo Cox Commission on Loneliness「Combatting loneliness one conversation at a time : A call to action」)
- ・ 他者との交流頻度が週1回未満だと認知症の発症リスクなどの健康リスクが上昇
(斉藤雅茂・近藤克則・尾島俊之ほか(2015)日本公衆衛生雑誌)

◆ 自殺念慮、自傷行為への大きな因子

- ・ 孤独・孤立や社会的支援の欠如が自殺念慮や自傷行為のリスクにつながるという調査結果
(Our Epidemic of Loneliness and Isolation (2023) Washington (DC): US Department of Health and Human Services)

◆ 日常生活における様々な経済的・社会的活動の意欲減退

- ・ 3～4割程度の若者が、孤独を感じているときは、孤独を感じていないときに比べて、「外出」「学業・仕事」「家事・育児」に対する意欲を減退させるという調査結果
(株)野村総合研究所「新型コロナウイルス流行に係る生活の変化と孤独に関する調査」(2022))
- ・ 職場における支援的で包摂的な人間関係は、仕事に関する満足感、エンゲージメント、能力の発揮に関連。キャリアアップ、収入等経済的安定性にも影響。(労働生産性の低下)
(Our Epidemic of Loneliness and Isolation (2023) Washington (DC): US Department of Health and Human Services)



“社会的孤立と孤独は深刻な健康被害をもたらす。その健康リスクは、日常的な喫煙、過度の飲酒、肥満に匹敵する。”

出典：Infographic
(WHO Commission on Social Connection)

人と人とのつながりが地域社会にもたらす効果

◆ ポピュレーションヘルス

- ・ 感染症への予防行動など

◆ コミュニティ・セーフティ

- ・ 住民間の信頼感、暴力は許されないとする抑制効果など

◆ 経済的豊かさ

- ・ 雇用、経済的な機会及び情報の共有、失業からの回復など

◆ 災害への備えとレジリエンス

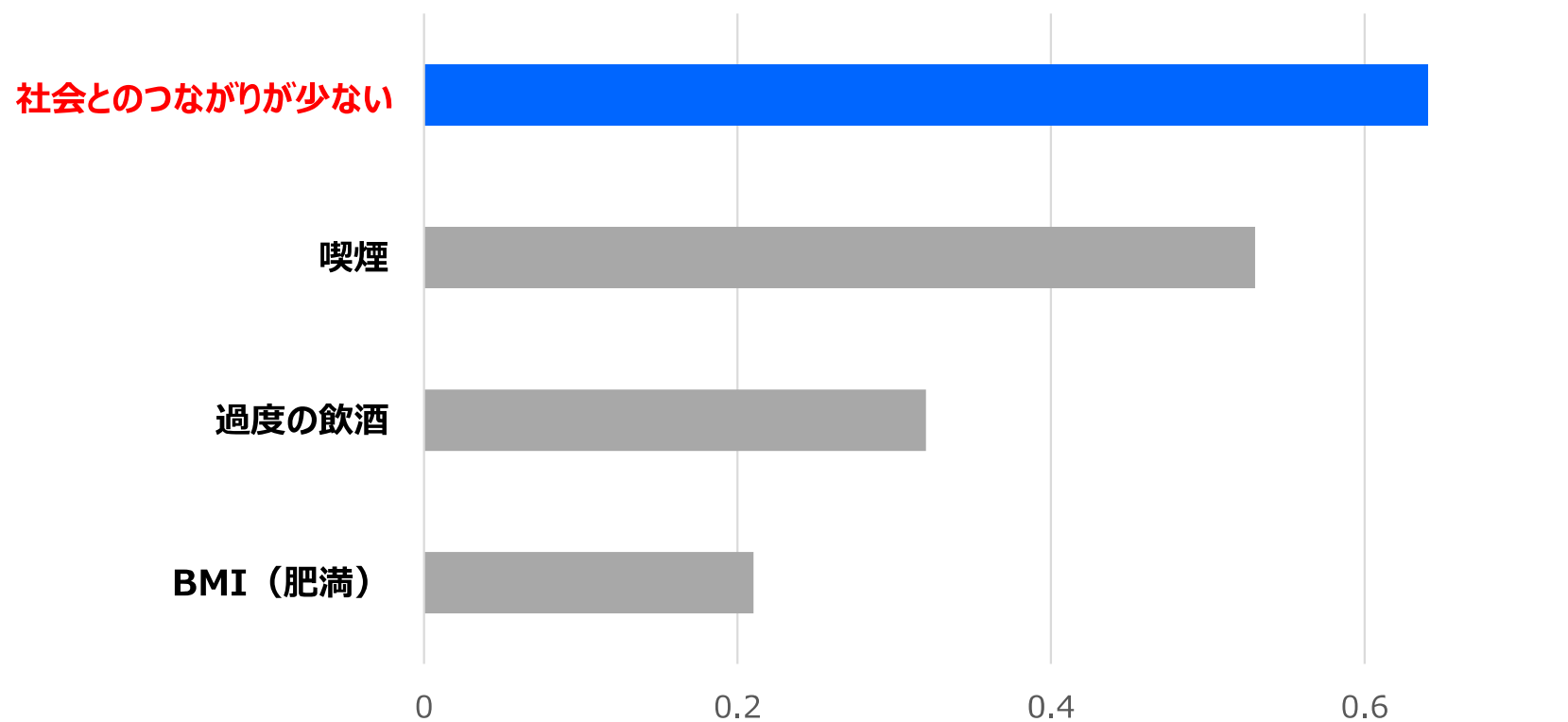
- ・ 訓練を受けた専門家より近くにいる隣人が最初に対応、知識と資源を隣人と共有など

◆ 市民参画

- ・ 「公共の関心ごとに対処するための行動」レベルの向上、政策やプログラムへの住民意思の反映による市民参画の継続と拡大

出典：“Our Epidemic of Loneliness and Isolation—The U.S. Surgeon General’s Advisory on the Healing Effects of Social Connection and Community”(2023)

生活様式が死亡率に与える影響



Holt-Lunstad J, Smith TB, Layton JB (2010) Social Relationships and Mortality Risk: A Meta-analytic Review. PLoS Med 7(7): e1000316. <https://doi.org/10.1371/journal.pmed.1000316>

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和5年）より①

約4～5割の人が孤独を感じている

問1～3

- ①あなたは、自分には人とのつきあいがないと感じることがありますか。
- ②あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。
- ③あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

- | | |
|-----------|---------|
| 1. 決してない | 3. 時々ある |
| 2. ほとんどない | 4. 常にある |

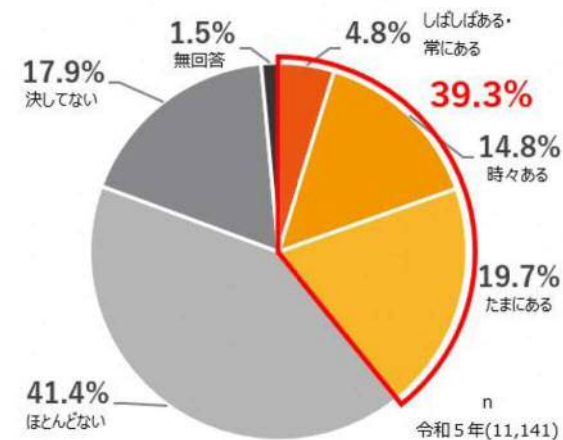
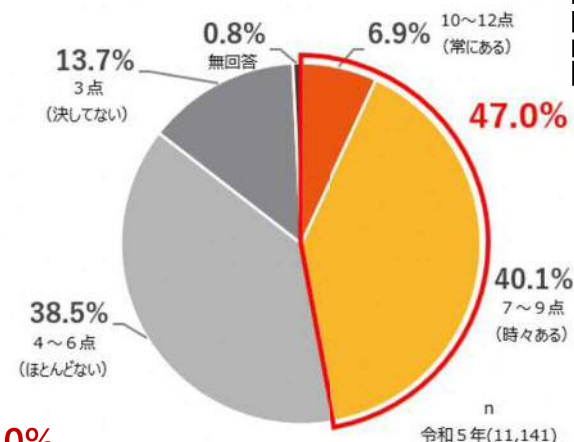
・孤独感が「10～12点（常にある）」「7～9点（時々ある）」の人が**47.0%**

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

- | | |
|-----------|----------------|
| 1. 決してない | 4. 時々ある |
| 2. ほとんどない | 5. しばしばある・常にある |
| 3. たまにある | |

・孤独感が「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」人が **39.3%**

↓ 調査結果の詳細は ↓

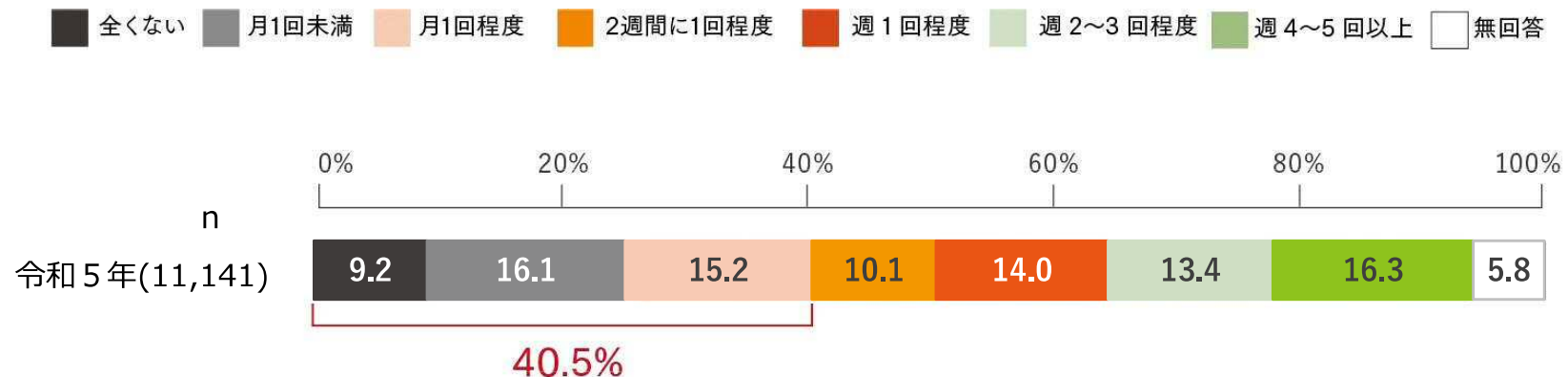


※問1～3は「UCLA孤独感尺度」の日本語版3項目短縮版に基づく質問であり、3つの設問への回答点数化し、その合計スコア（本調査では最低点3点～最高点12点）が高いほど孤独感が高いと評価している。「孤独」という言葉を使用せずに孤独感を把握することから、この調査では「間接質問」と呼称する。これに対し、孤独感を直接的に把握している質問を「直接質問」と呼称する。

同居していない家族や友人との会話は、
「全くない」が約1割、「月に1回程度以下」が約4割

問4

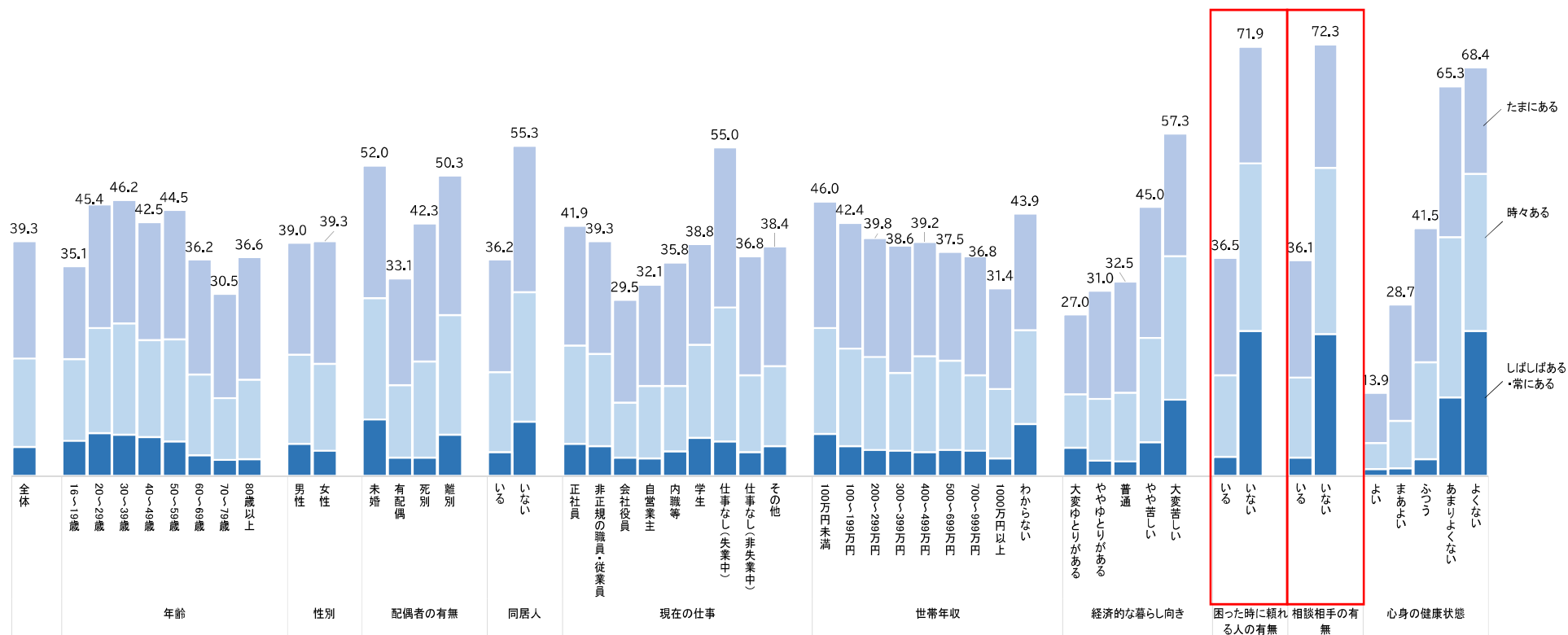
同居していない家族や友人たちと直接会って話す頻度は？



- ・「直接会って話すことが全くない」人が**約1割**
- ・「月に1回程度以下（※）」の人が**約4割**

※「全くない・月1回未満・月1回程度」と回答した人を「月に1回程度以下の人」としています

【参考】主な属性別にみた孤独を感じることが「ある」と回答した人の割合（令和5年）



注）グラフ中の数値は、孤独を感じることが「しばしばある・常にある」、「時々ある」及び「たまにある」と回答した者の合計割合（単位：%）

孤独・孤立について（まとめ）

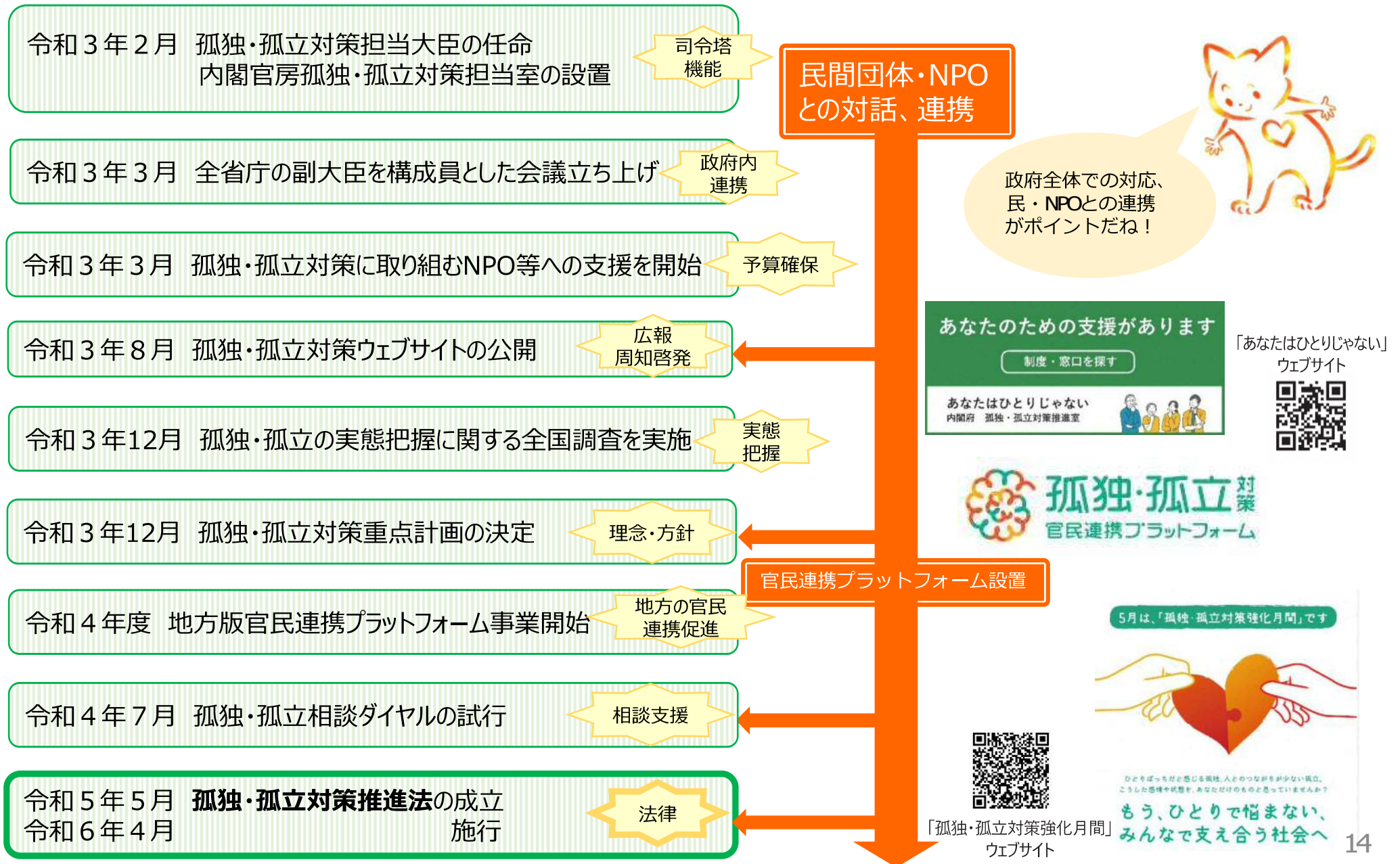
孤独・孤立の問題は
個人の問題ではなく社会全体
の問題。

孤独・孤立対策とは、
「つながりづくり」。
つながりは、あらゆる分野で
必要とされている。

孤独・孤立に取り組む
必要性や対策は、福祉分野だけの
ものじゃないんだ！



政府のこれまでの主な対応



孤独・孤立対策の重点計画（基本理念・目指すべき姿・基本方針）

孤独・孤立対策の基本理念・目指すべき姿

- (1) 人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に、社会全体で対応
- (2) 当事者や家族等の立場に立って、施策を推進
- (3) 当事者や家族等が信頼できる人と対等につながり、人と人との「つながり」を実感できる施策を推進
社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築ける社会環境づくり

➡ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、
「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

孤独・孤立対策の基本方針

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- ① 孤独・孤立の実態把握、「予防」の観点からの施策を推進
- ② 支援情報の発信（ウェブサイト等）
- ③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ① 相談支援体制の整備（「孤独・孤立相談ダイヤル」試行等）
- ② 人材育成等の支援

孤独・孤立対策の重点計画

（令和4年12月26日改定）

孤独・孤立対策推進会議決定）

https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/jutenkeikaku/r04/index.html



(3) 見守り・交流の場や居場所を確保、 人と人との「つながり」を実感できる地域づくり

- ① 居場所の確保（日常の様々な分野で緩やかな「つながり」を築ける多様な「居場所」づくり等）
- ② アウトリーチ型支援
- ③ 「社会的処方」の活用
- ④ 地域における包括的支援体制

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動を支援、 官・民・NPO等の連携を強化

- ① NPO等の活動への支援（各年度継続的に支援）
- ② NPO等との対話の推進
- ③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成（国・地方の官民連携プラットフォーム）
- ④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

(参考) 全国版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 分科会より

- 全国版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいて、重点計画の基本方針を踏まえた孤独・孤立対策に係る課題等のテーマごとに、会員の一部から構成される分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等について議論。重点計画にも反映。
- 3つの分科会における検討成果・中間整理については以下のとおり。自治体における取組の検討の際の参考として御覧いただきたい。

分科会1 「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方

活動の詳細は→



【目的】重点計画の基本方針「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」をテーマとして、支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会に向けて、孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくための取組の在り方を検討。

【検討成果】①制度を知らない層、②制度は知っているが相談できない層、③相談者になりうる層 別に現状と課題・対応案を整理。

分科会2 きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方

活動の詳細は→



【目的】多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることにより、切れ目なく息の長いきめ細かな支援や、地域における包括的支援を推進するため、各主体の役割や責務、各主体間の連携の在り方を整理。

【中間整理】「孤独・孤立」問題とアプローチの構造、支援の場となる「地域」・支援を担う「施策」と「主体」の検討、制度内・制度外・制度内外の境界・連携の観点からの整理。

分科会3 相談支援に係る実務的な相互連携の在り方

活動の詳細は→



【目的】重点計画の基本方針「状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる」をテーマとして、ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制（統一的な相談ダイヤル等）や、地域で「相談」と「支援」をつなぐための地方自治体を含めた各主体の連携等について、実務的な相互連携の在り方を検討。

【中間整理】「孤独・孤立相談ダイヤル」（#9999）の試行事業の成果、課題と対応案を整理。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

分科会 1 : 「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方

これまでの検討成果の概要

令和 4 年10月7日

1. はじめに

- 「**孤独・孤立対策の重点計画**」(R3.12.28)の基本方針(1)をテーマとして、「**支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会**」に向けて、**孤独・孤立の理解・意識や機運を社会全体で高める取組の在り方**を検討。
(※方針(1) : 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする)

2. 検討の視点

- 「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査 (R3)」の結果を踏まえ、以下の**3つの視点から課題と対応策を検討**。
 - ① **制度を知らない層**
 - ② **制度は知っているが相談できない層**
 - ③ **相談者 (相談を受ける人) になりうる層**

3. 現状と課題

&

4. 対策案

※ 対策案については、**速やかに取り組むことが基本であるが、中長期的に取り組むものも含め、以下のようなことが考えられる。**

① 制度を知らない層

- 当事者や家族に必要な情報が届くよう、**制度・情報に触れる機会の増加**が必要
- 「**プッシュ型**」、「**アウトリーチ型**」による**予防的な関わり**強化 (※転入・転出、母子健康手帳交付時等)
 - 制度や相談先の情報サイトやポータルサイト等を公共機関等のHPに掲載
 - 検索連動型の広告・ポスター
 - **孤独・孤立対策強化月間・週間**
 - 地域で制度を学ぶ・周知の機会 等

② 制度は知っているが相談できない層

- 相談ハードルを下げる**、相手への迷惑負担への配慮、**遠慮・我慢をなくす**が必要
- 制度や相談機関と接する機会の増加
 - **申請負担感の削減** (**オンライン化**等)
 - イベントやキャンペーンによる効果的な周知
 - 孤独・孤立対策強化月間・週間
 - **制度活用は権利**であることの**認識周知**
(例 : アウティング防止、「主訴がわからない＝どうしたらよいかわからない状態」者への広告)
 - **行政と民間団体の連携**促進 等

③ 相談者 (相談を受ける人) になりうる層

- 社会的理解や関心**、関われるタイミングやきっかけ、**ためらいの弊害の除去**が必要
- 身近な**実践者の事例紹介**
 - 様々なライフステージにて支え手になる方法を学ぶ活動の実施
 - **認知症サポーター養成事業**のような**仕組み創設**
(※2005年開始、1,391万人 (R4.6末)、全国統一のテキストによる90分程度の講座)
 - **ゲートキーパー**等の**既存の取組を推進**
 - コーディネートやサポート体制の整備 等

④ その他

- 支援に関わる者は、孤独・孤立の実態 (実態調査の結果等) を基礎知識として備えておくことが必要。
- **地方版官民連携プラットフォームを活用した好事例の構築・全国への普及**、自治体の幹部を含めた理解促進が重要。

5. おわりに

- 「4. 対策案」は、**広く官民が連携し、相談者になりうる層の育成を基盤にして**孤独・孤立対策強化月間等に集中的に取り組むことが効果的。
- **分科会 1**としては、各種取組の進捗を確認しながら、**孤独・孤立の社会環境の変化や実態を把握しつつ、さらに検討**。
- なお、「**プッシュ型**」「**アウトリーチ型**」の支援については、**分科会 2、分科会 3**の議論とも連携しながら検討。

何を行っていくべきか

- 当事者や家族等の目線・立場に立ち、個々のニーズに即した「きめ細かな」支援を前提として、
 - ・ 分野間、支援種別間、支援主体間での連携・つながりにより、「切れ目なく」支援
 - ・ 伴走型で支援する場合やライフステージをまたいで長期化する場合、「息の長い」支援が求められる。
- 「課題解決型の支援」と「つながり続けること」を両立させることが、セーフティネットの構築である。
- 緊急時対応のみならず、「日常生活環境における対応」が予防や早期対応の観点からも重要。
 - ・ 緊急時対応を中心とした他分野・他施策の基盤の強化にもつながる。
 - ・ 当事者を含め広く多様な主体が関われるようにし、人とのつながりや信頼が醸成され、全体としてセーフティネットが形成されていくような「豊かな地域づくり」を進めていくことが重要。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

分科会 2：きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方
中間整理の概要②

令和4年11月9日

支援を担う各主体の役割と連携をどう考えるか

制度内	【国(地方)】 ⇒<u>各府省の施策に孤独・孤立対策の視点</u>、 実態に即した施策の推進、地方版プラットフォームの推進等を通じた<u>地方自治体の取組の後押し</u>
制度外	【民間企業、NPO、社協、社福、住民互助組織等】 ⇒<u>日常の様々な分野</u>（文化・芸術、スポーツなど）で<u>「ゆるやかな」つながりを築けるような場づくりを多様な形で推進</u> 【国、地方】 ⇒<u>「つながり」の場づくり自体を施策として評価</u>、本来の政策目的による施策を推進して<u>取組自体を孤独・孤立対策にも資するとして評価</u> 【行政、民間】 ⇒<u>市民による自主的な活動やボランティア活動</u>について、<u>活動の活性化や参加意識の向上</u>を促進
制度内 外の境界	【行政、民間】⇒<u>強みを活かす形で適切な組合せ</u>により対応（制度外での民間活動の評価や制度の弾力的運用）、新たな課題に<u>官民で対話</u>
連 携	【行政、民間】 ⇒<u>対等なパートナーシップの構築</u>（行政を中核とした「<u>垂直型連携</u>」ではなく、参画する関係者が対等に相互につながる「<u>水平型連携</u>」）

「『ゆるやかなつながり』を築けるような場づくり」の実践事例（1/2）

～地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査～

活動名・団体名・取組概要

リビングカーによるお出かけ「いとこんち」

一般社団法人 ソーシャルペダゴジーネット（北海道札幌市）

子育て中のシングルマザー・ヤングケアラー・社会的養護施設出身者など、孤独・孤立リスクが高い子どもや若者を対象として、調理機能と交流機能を備えた車両で市内各地に出向いて、見守り型サロンを展開する。

サロンでは、当該子ども・若者と、見守ってくれる地域住民とを「親戚のような」距離感で繋いでいく。

対象	特徴
子ども・若者	ゆるやかな参加 地域とのつながり創出 役割創出 多世代交流 地域課題解決

活動状況

- 家庭に食料や日用品を配達しながら様子を聞き取る「見守り支援」は、シングルマザー、ケアリーバー、ヤングケアラー等延べ16名が利用。
- 外出機会が制限されがちな中高生を自宅に迎えに行く「移動支援」には、延べ12名が参加した。「送り迎えの車の中で話ができるのも、ゆっくり話ができている！」
- 子ども・若者が集まる場所に車を止め、車内空間を活用して交流を促進する「居場所づくり支援」には、延べ798名が参加。「案外居心地いいね。ちょっとアウトドアしてみたいで楽しい。」「もう毎週でも、毎日でも来て欲しいです。甘いものがあるのが嬉しい！」



ミツバチと共に創る心を繋ぐ地域共生コミュニティ

一般社団法人 WATALIS（宮城県亘理町）

当法人が運営するコミュニティカフェと遊休農地を活用し、孤立化しがちな高齢者をはじめ障がい者やメンタルヘルスに問題を抱えた人などを対象として、ミツバチをテーマとした体験型プログラムを実施。

地域の自然環境について学び、景観維持と環境保全を促進するための実践活動を行う。交流と地域貢献の取り組みを通して、多様な構成員が職業や世代を超えて繋がる新たな地域コミュニティを創る。

対象	特徴
高齢者・障がい者	ゆるやかな参加 地域とのつながり創出 役割創出 多世代交流 地域課題解決

- メンタルに不調に抱える30代の男性がミツバチをテーマとした体験型プログラムに参加し、多様な世代の方との交流と地域貢献の取り組みを通して生きる喜びを実感。ミツバチ飼育に関わるようになってから気持ちの浮き沈みが緩やかになり、最近新しい職場が決まったとの連絡があった。
- コミュニティカフェには地域の高齢者が多く来店。98歳のおじいちゃんほぼ毎日来店。息子さん夫婦と同居しているものの、奥様が亡くなり同世代の知人もいなくなり話し相手がいないとのこと。耳が遠いのでいつも筆談している。「ここでコーヒーを飲んで、話を聞いてもらうのが楽しい。こういう場所が欲しかったんだ！」



「『ゆるやかなつながり』を築けるような場づくり」の実践事例（2/2） ～地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査～

活動名・団体名・取組概要	活動状況				
日本版メンズ・シェッドの提供事業 特定非営利活動法人 かみああと（愛知県瀬戸市） 大工仕事などを通じた男性の中年・シニア世代の交流の場となる新たな居場所を立ち上げ、ペットのための小屋や野鳥の巣箱作りなどを地域の子供達と共に行う。 また、家具や自転車の修理など、地域に必要な活動を行うと同時に、ご年配者が自身の新たなスキル、技術をお互いに教えあい体得する教育の場として提供する。 <table border="1" data-bbox="477 639 1005 863"> <thead> <tr> <th>対象</th><th>特徴</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中年・シニア世代 (特に男性)</td><td>ゆるやかな参加 地域とのつながり創出 役割創出 多世代交流 地域課題解決</td></tr> </tbody> </table>	対象	特徴	中年・シニア世代 (特に男性)	ゆるやかな参加 地域とのつながり創出 役割創出 多世代交流 地域課題解決	● 興味を持って参加してもらえる中高年・シニア世代を集めるため、地元の町内会、地域包括支援センター、行政、市議会議員等の協力を得ながら、ポスターやパンフレットによる広報を実施。 ● 近隣の市町に住んでいる人にも声をかけており、参加した人が地元の地区で同様の取組を展開することで、より広い地域で中高年・シニア世代の孤独・孤立の予防されることを目指している。 ● 具体的に制作する作品を決めて、10月頃から参加者と共に制作に取り組んでいく予定。制作した作品を瀬戸市で開催されているマルシェに出品するなど、利益を得られる活動とすることで、本取組が事業終了後も継続して取り組んでいけるよう工夫。
対象	特徴				
中年・シニア世代 (特に男性)	ゆるやかな参加 地域とのつながり創出 役割創出 多世代交流 地域課題解決				
SUBACOを拠点とした全世代ごちゃまぜに支え合う地域づくりの取組 特定非営利活動法人 抱樸（福岡県北九州市） 暴力団事務所跡地を活用した希望のまちプロジェクトを進めており、跡地における建築が始まるまでの期間SUBACO（プレハブ）を設置し、誰も寄り付かなかった場所で住民と出会い・つながり、「役割と出番」のある日常を創出する。 <table border="1" data-bbox="477 1276 1005 1500"> <thead> <tr> <th>対象</th><th>特徴</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>孤独感を持つ多世代</td><td>ゆるやかな参加 地域とのつながり創出 役割創出 多世代交流 地域課題解決</td></tr> </tbody> </table>	対象	特徴	孤独感を持つ多世代	ゆるやかな参加 地域とのつながり創出 役割創出 多世代交流 地域課題解決	● 「七夕飾りづくり」や「地域清掃」、「ミニマルシェ」等、地域住民同士が触れ合うためのイベントを開催（7月）。 ● 弁護士や司法書士等と協働し、困りごとを抱える人と専門家をつなげ孤独に陥らないための機会として「いのちと暮らしを守るなんでも相談会」を開催。相談ブースだけではなくフードパントリー（住民や企業からの寄付等）、食事（ドライカレー、かき氷）の提供、こどもの遊び企画なども一緒に行い「夕涼み会」として沢山の方が参加できるような仕掛けを行ったこともあり、180名以上が参加。 ● SUBACOの活動カレンダーを渡した住民から「今月のマルシェはいつ？」、「毎月楽しみにしているよ」などと声をかけてもらうことが多く、地域に少しずつ活動の認識が広がっている。
対象	特徴				
孤独感を持つ多世代	ゆるやかな参加 地域とのつながり創出 役割創出 多世代交流 地域課題解決				

孤独・孤立対策の重点計画（具体的施策）

- 年齢・属性に関わらずあらゆる人が対象となる孤独・孤立の問題については、社会のあらゆる分野に孤独・孤立の視点を入れて対応することが必要。関係施策についても福祉部局分野にとどまらず多岐にわたる。（以下は重点計画の具体的施策より一部抜粋）

（１）孤独・孤立に至っても 支援を求める声を上げやすい社会とする

- 孤独・孤立対策用ホームページの充実【内閣官房】
- 在留外国人に対する情報提供等【法務省】
- 困難を抱える在外邦人に対するきめ細やかな支援の充実【外務省】
- 民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】
- 児童生徒の自殺予防【文部科学省】
- 個別労働紛争対策の推進【厚生労働省】

（２）状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- 不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省】
- 行政相談における孤独・孤立対策関係機関等との連携等支援【総務省】
- 自殺対策の取組の強化【厚生労働省】
- 犯罪被害者等支援の推進【警察庁】
- 生活困窮者自立支援制度人材養成研修【厚生労働省】
- 職場等での心の健康保持増進を目指した介入のエビデンス構築【経済産業省】



（３）見守り・交流の場や居場所を確保、 人と人との「つながり」を実感できる地域づくり

- こどもの居場所づくり支援【こども家庭庁】
- フードバンク活動の推進【農林水産省】
- 住宅確保要配慮者に対する居住支援活動に対する支援【国土交通省】
- 非行少年を生まない社会づくり【警察庁】
- 刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保【法務省】
- 災害公営住宅等におけるコミュニティの形成支援【復興庁】
- 消費者の見守り活動等の推進【消費者庁】
- 地域における効果的な熱中症予防対策の推進【環境省】

（４）孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動を支援、 官・民・NPO等の連携を強化

- 生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体支援【厚生労働省】
- 困難や不安を抱える女性へ寄り添った相談支援等に取り組む地方公共団体の支援【内閣府】
- 就職氷河期世代への支援（地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用した支援）【内閣府】
- 地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進【内閣官房】

孤独・孤立対策推進法①

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。（令和6年4月1日施行）

基本理念（第2条）

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

地方公共団体の責務（第4条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

孤独・孤立対策推進法②

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築（第11条）

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、自治体・団体それぞれ単独での対応は困難

➡地域の関係者（分野を超えた官民の主体）が顔の見える関係/ネットワークを構築し、連携・協働を推進

ここがポイント！

参画する関係機関等が対等に相互につながり、
お互いに学び合いそれぞれの
エンパワメントを目指す
「水平的連携」

官：部局横断的な庁内連携
民：福祉分野・支援者団体にと
どまらない多様な主体の参画
（例 文化/芸術/スポーツの市民
活動団体も主体となる）

（取組例）

- ・孤独・孤立の実態把握や取組方針の策定、
- ・関係者間の活動についての情報共有、相互啓発活動、
- ・関係者で連携した当事者等への支援や社会資源の開発、
- ・住民への情報発信、普及啓発活動、
- ・人材確保・育成のための研修

（協議の促進等）

第11条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

プラットフォームづくり
の方からはじめようね！



地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム
推進事業（モデル事業）はこちらから



具体の支援内容に関する協議を行う場として

孤独・孤立対策地域協議会の設置（第15条）

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、個別支援も多様なアプローチや手法による対応が必要

➡個々の当事者等への具体の支援内容について、構成機関等の間で協議する場を設置

ここがポイント！

プラットフォームとは目的・
取組内容が異なる。

プラットフォームの関係機関等
より限定的な主体が構成機関等
となり、個人情報も取り扱う。

（孤独・孤立対策地域協議会）

第15条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 （略）

孤独・孤立対策推進法③

国民の理解増進（第9条）

国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

具体的には・・・

地方自治体における住民向けの啓発活動

（参考）国の取組

孤独・孤立対策ウェブサイト、孤独・孤立対策強化月間、「つながりサポーター」の育成等

相談支援（第10条）

国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

具体的には・・・

相談窓口体制、相談と支援をつなぐ体制の整備

（参考）国の取組

「孤独・孤立相談ダイヤル」（#9999）の試行

人材の確保（第12条）

国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

具体的には・・・

**福祉・医療などの専門職や、家族友人等の当事者の周りの方に対する孤独・孤立に関する理解・知識習得促進
「つながりサポーター」の育成等**

地方公共団体における孤独・孤立対策の推進体制（イメージ図）

- 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進に当たっては、孤独・孤立対策推進法に基づき、協議の促進の場としての地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築するよう努めるとともに、当事者等への具体の支援内容について協議する孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めることとされている。
- その際、地方公共団体の内部においても、部局を横断する庁内連携体制の構築が必要。

①地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

- ・関係者間で顔の見える関係を構築し、対等に相互につながる「水平的」な連携・協働を促進する。
- ・孤独・孤立の実態把握、取組方針の策定、情報共有、相互啓発活動、当事者等への支援（具体の支援内容の協議は孤独・孤立対策地域協議会で実施）、社会資源の開発、住民への情報発信、普及啓発活動、人材確保・育成のための研修等に取り組む。



地方公共団体 (行政機関の各部署)

首長

- ・企画部門
- ・総務部門
- ・経済振興関係
- ・子ども関係
- ・教育関係
- ・福祉全般関係
- ・環境関係
- ・まちづくり関係
- ・土木関係
- ・防災関係 等

部局を横断する
庁内連携体制の構築

- ・地方公共団体が
設置する各種機関
(保健所・保健セン
ター、学校 等)

当事者等支援を行う 民間団体

- ・保健・医療・福祉等
の専門機関
- ・社会福祉法人
- ・社会福祉協議会
- ・NPO 等

地域住民、地域団体

- ・町内会
- ・民生委員・児童委員
- ・保護司
- ・ボランティア 等

民間企業

- ・地域の企業
- ・商店街
- ・商工会 等

その他関係団体

- ・様々な分野の
市民活動団体
(スポーツクラブ、
文化芸術サークル、
環境保全NPO 等)
- ・生協、農協、漁協、
労働者協同組合
等

②孤独・孤立対策地域協議会

当事者等支援を行う関係者で構成し、
情報の交換を行うとともに、当事者等への
具体の支援内容について協議する。



※事務に従事する者・従事していた者に秘密保持義務（罰則付き）あり

※地域の実情に応じて組み立て

（参考）孤独・孤立対策推進法における地方公共団体の努力義務規定一覧

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の連携及び協力）

第六条 国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（国民の理解の増進等）

第九条 国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

（相談支援）

第十条 国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（協議の促進等）

第十一条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（人材の確保等）

第十二条 国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（孤独・孤立対策地域協議会）

第十五条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

各地方自治体における対応（イメージ）

孤独・孤立対策担当部署の決定・庁内連携体制の構築

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築

民間団体・NPO
との対話、連携

孤独・孤立対策地域協議会の設置

ウェブサイトやSNSを通じた発信
キャンペーン・イベント実施

相談窓口の設置・既存の相談窓口の連携

つながりサポーターの養成

各地域の孤独・孤立の実態把握

NPO等による ゆるやかな居場所・つながりづくり

分野横断・官民の垣根を
超えた連携が
とっても大事！



・孤独・孤立対策推進交付金（都道府県）
・地方版プラットフォーム事業（市町村） による対応が可能

※地域の実情に応じて取組を検討・組み立て

孤独・孤立対策推進に当たっての3つのポイント

➤ 社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を

- ・孤独・孤立の問題は、誰にでも、人生のどのタイミングにも起こりうる。
(年齢・属性にかかわらずあらゆる人が対象。)
- ・福祉分野にとどまらず、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れて対応することが必要。関係者はどの個別分野よりも広い。

➤ 孤独・孤立対策は「予防」が重要であり特徴

- ・ゆるやかな人とのつながり、居場所づくりをあらゆる分野で進めていく。
あわせて、声をあげやすい環境づくりも重要(スティグマ対策)。

➤ 官民の水平型の連携・協働の促進、民の主体の多元化

- ・様々な分野・関係者との連携・協働、関係者のエンパワーメントが重要。



地域共生社会の推進